

決裁	センター長	副センター長	課長・専門役	係長	担当者	係員

見本

淀川河川公園 公園一時使用届

※網掛け部が実際、記入いただく箇所です。

令和 4年 4月 1日

近畿地方整備局長 殿

住所 守口市外島町 7-6
氏名 淀川 太郎
(団体名) 大阪府立淀川河川公園高等学校
電話 06-6994-0006
(当日、連絡のつく番号を記載)
F A X 06-6994-0095

下記の通り使用を希望するのでお届けします

記

- 場所 太子橋 地区 (別添図の区域)
- 目的 課外授業でのレクリエーションと昼食
- 内容及び人数 (詳細を記載。別紙があればその旨記載)
大縄飛び、鬼ごっこ、徒競走など
球技等、他の来園者に危険が及ぶ行為は行いません。
使用人数 150人
- 使用日時 令和 4年 5月 10日 (火) 1日間
(3か月先、計5日間まで)
10時 00分～ 13時 00分
- 仮設物 (タープ・テント等、他の公園利用者の妨げになる恐れのあるものがあれば記載。概ね20㎡まで)
なし
- 別紙『「淀川河川公園 公園一時使用届」届出に際しての注意事項』記載内容を厳守します。

受付者

